

# 第1部 包括外部監査の概要

## 第1 外部監査の種類

地方自治法252条の37第1項の規定による監査

## 第2 包括外部監査人及び補助者

包括外部監査人及び補助者の氏名及び職業は、以下のとおりである。

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象事件について、地方自治法252条の29が規定する利害関係がない。

包括外部監査人	石川英夫(弁護士)
同補助者	鶴見泰(弁護士)
同補助者	井原真吾(弁護士)
同補助者	山口祐輔(弁護士)
同補助者	岩田康孝(弁護士)
同補助者	大平俊一(弁護士)
同補助者	鈴木智之(弁護士)
同補助者	松田浩一(弁護士)
同補助者	藤井寿(弁護士・公認会計士)

## 第3 監査の対象年度

平成27年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

ただし、必要に応じて過年度まで遡及、及び平成28年度の一部

## 第4 監査の実施期間

平成28年6月24日から平成29年2月7日まで

## 第5 監査の対象とする事件

### 1 事件名

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金(以下「未収金」という。)の管理に係る事務

### 2 選定理由

- (1) 債権管理の適正化、とりわけ、未収金問題の解消は、地方自治体(以下「自治体」

という。)が財務において取り組むべき重要課題の一つであり、県においても、平成20年1月に千葉県債権管理連絡会議が設置され、「債権管理の適正化(未収金の縮減)」の取組が強化され、平成25年10月には、千葉県行政改革計画・財政健全化計画が策定され、その計画において取り組むべき課題として「債権管理の適正化(未収金の縮減)」が掲げられている。

(2) 平成20年1月に「債権管理の適正化(未収金の縮減)」の取組が始まった当時の県の未収金は、約24億円とされているが、平成26年度決算において集計された未収金は、約38億円(独占禁止法違反業者に対する賠償金約11億円を含む。)である。この二つの金額は、集計の基準が必ずしも同じではない可能性があり、また、平成26年度決算を見れば、未収金が前年度比において減少している項目も相当程度存在しており、県の取組に一定の成果がみられつつあると考えられるものの、総額(独占禁止法違反業者に対する賠償金約11億円を除く。)のみを比較すれば、未収金は、取組の強化が始まった平成20年当時よりも、取組の強化が積み重ねられて来た6年後の平成26年度の方がむしろ増額している。県が平成20年1月以降重要課題として「債権管理の適正化(未収金の縮減)」に取り組んでいながら現状がこうした状況にあることは、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する未収金が未収金全体の相当割合を占めていて、しかもそれらの債権管理がその債権の性質上解決の困難性を伴っていることを物語っているのではないかと考えられる。

(3) そこで、「債権管理の適正化(未収金の縮減)」という課題の解決の困難性がどこにあるのかを調査し、その困難な課題を解決する方策を検討して、その調査及び検討結果を示し、もって、県の行財政改革の進展に貢献することを目的として、前記事件を選定した。

### 3 監査の対象とした未収金

下記の監査対象債権一覧表(県から提供された資料に基づいて作成)記載の各部課班又は室が管理する未収金の管理事務を監査の対象とした。これらの未収金は、比較的長期間滞納が続いていることから、管理の困難性が高いと推測されるところ、かかる管理が困難な未収金を監査の対象とすることによって、県の債権管理の適正化(未収金の縮減)の取組に貢献できると考えたからである。

監査対象債権一覧表

部局	所管課・所名 (主担当者)	所管室・班名 (主担当者)	番号	債権の名称	債権の種類	収入未済額	
健康福祉部	健康福祉指導課	福祉人材班	4	介護福祉士等修学資金貸付金返納	私債権	468,000	
		生活保護班	5	生活保護費弁償金	強制徴収公債権・非強制徴収公債権	30,412,800	
			6	生活保護費過年度分返還金	非強制徴収公債権	759,498	
	児童家庭課	企画調整班	8	保育士等給食費実費徴収金	私債権	2,208	
		ひとり親家庭班	9	交通事故賠償金	私債権	263,330	
			10	児童扶養手当返還金	非強制徴収公債権	7,498,378	
			11	母子福祉資金・貸付金元金	私債権	317,912,666	
			12	母子福祉資金・貸付金利子	私債権	1,506,093	
			13	寡婦福祉資金・貸付金元金	私債権	13,838,259	
			14	寡婦福祉資金・貸付金利子	私債権	234,043	
		母子保健班	15	母子父子寡婦福祉資金・違約金	私債権	47,378,241	
			虐待防止対策室	16	未熟児養育医療扶養義務者負担金	強制徴収公債権	655,978
				17	児童措置費扶養義務者負担金	強制徴収公債権	87,806,630
				18	児童福祉施設費扶養義務者負担金	強制徴収公債権	14,259,274
	19			社会福祉施設整備費補助金返還金	私債権	53,538,518	
	20	東京高等裁判所平成20年(ホ)第444号 事件損害賠償請求事件に係る求償金		私債権	6,556,612		
	高齢者福祉課	法人支援班	21	社会福祉施設等整備費補助金等	私債権	169,200,838	
	障害福祉課	障害保健福祉推進班	22	特別障害手当 過誤払金	強制徴収公債権	1,321,600	
		療育支援班	23	児童措置費負担金	強制徴収公債権	28,170,775	
	医療整備課	医療指導班	24	医療技術大学校運営事業 (みずほ寮に係る光熱水費負担料)	私債権	36,920	
			25	保健師等修学資金貸付金返納	私債権	7,207,800	
		看護師確保推進室	26	保健師等修学資金貸付金返納の延滞利子	私債権	53,160	
			27	理学療法士等修学資金	私債権	165,000	
環境生活部	循環型社会推進課	環境保全活動推進班	28	平成15年度資源循環型地域振興施設整備事業 補助金交付決定の一部取消しによる返還金	私債権	35,233,145	
	廃棄物指導課	監視指導室	29	行政代執行費用等の原因者等への費用求償	強制徴収公債権	857,271,275	
商工労働部	経営支援課	金融支援室	32	設備近代化資金貸付事業等償還金	私債権	134,512,376	
			33	設備近代化資金貸付事業違約金	私債権	2,760,000	
農林水産部	団体指導課	経営支援室	39	農業改良資金(貸付金の償還金)	私債権	46,526,000	
			40	農業改良資金(違約金)	私債権	33,618,831	
			41	就農支援資金(貸付金の償還金)	私債権	7,828,500	
			42	就農支援資金(違約金)	私債権	14,472	
			43	林業・木材産業改善資金(貸付金の償還金)	私債権	41,448,000	
			44	林業・木材産業改善資金(違約金)	私債権	1,738,964	
	漁港課	漁港管理班	52	漁港施設使用料	強制徴収公債権	378,350	
			53	漁港施設使用料延滞金	強制徴収公債権	106,000	
			54	行政代執行費用	強制徴収公債権	86,202,360	
			55	河川水面使用料	強制徴収公債権	2,713,733	
県土整備部	河川環境課	河川海岸管理室	67	河川水面使用料	強制徴収公債権	2,713,733	
			69	河川水面使用料等に係る延滞金	強制徴収公債権	239,900	
			68	海岸保全区域使用料等	強制徴収公債権	12,610	
			70	行政代執行費用	強制徴収公債権	14,124,682	
			71	海岸保全区域を不法占用していた 海の家業者に対する損害金	私債権	1,119,260	
			72	債権譲渡を受けた債権の行使 (海の家撤去に係る強制執行)	私債権	4,546,800	
			73	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する 法律第8条による行政代執行費用	強制徴収公債権	5,471,060	
			74	河川法第67条による原因者負担金	強制徴収公債権	1,064,550	
	住宅課	県営住宅管理班	83	県営住宅駐車場使用料	私債権	18,045,800	
			84	離職退去者への居住の場の確保に係る 県営住宅一時使用許可	私債権	566,948	
		県営住宅滞納対策班	85	明渡期日経過後の高額所得入居者 家賃相当額(損害金)	私債権	4,035,480	
			86	県営住宅家賃(使用料)	私債権	366,681,179	

## 第6 監査の基本姿勢

### 1 法令の確認

債権管理の適法性の判断にしても、相当性の判断にしても、まず債権管理に係る法令を把握することが必要である。そこで、債権が発生する法制度を調査し、内容を把握し、そして、債権管理を規制する一般法規を確認し、理解した。

### 2 債権管理の実態の把握

債権管理の実態を正しく把握し、理解しなければ、これを債権管理の法令に照らし合わせてみても、正しい判断はできない。そこで、管理の実態を正確に把握するために、債権管理が記録されている債権管理簿を閲覧した。債権の件数が少ないものは全件の債権管理簿を閲覧し、出先機関が複数あり、しかも債権数が多いものは、調査する出先機関を3カ所以上選んで、債権管理簿を閲覧した。そして、債権管理の実情につき、適宜質問して徴収担当者から説明を受け、債権管理の実態を把握した。

### 3 実務に沿った検討

未収金逋増の原因がどこにあるとも、それなりの事情があるはずであり、その事情を的確に酌み取り、監査の対象とした事務の担当者をいたずらに批判することなく、事務の実情を理解することに努め、その実情に沿った解決策を検討し、未収金の縮減という解決が困難な課題に取り組んでいる県から受け入れられる意見を提示したいと考え、監査に着手した。

## 第7 監査の進行

1 まず、総務部行政改革推進課（以下「行革推進課」という。）の主催にて、平成28年4月27日、県行政の概要説明を受けた。そこで、県が取り組んでいる様々な課題の一つとして、未収金の適正な管理を目指す取組について説明を受けた。その後、監査対象とした債権を管理する各部課から、同年7月11日から同月26日にかけて、関係法令、当該債権の状況及び管理方法につき、資料の提供を受け、概括的な説明を聴取した。これによって抱いた疑問点につき、その場で質疑応答をし、債権管理の実情を把握した。次いで、各債権の管理簿（簿冊又はファイル）を順次閲覧し、それによって抱いた疑問点につき、書面で質疑応答をした。その上で、各部課に対し、同年8月18日から同月29日にかけて、再度ヒアリングを実施した。以後、債権管理簿の閲覧と書面又はメールによる質疑応答を重ね、新たな資料の提供を受けて、調査を

進めた。そして、このような調査の結果浮かび上がった多くの問題点につき、順次、整理し検討し、千葉県平成28年度包括外部監査の結果報告書を作成した。

- 2 なお、債権管理の実態を調査するに当たっては、包括外部監査人及び補助者2名の3名をもって一つの班として8班をつくり、事務の調査は班で分担して行い、検討は、全員で協議して行った。

## 第8 指摘及び意見

県の債権管理事務について、徴収担当課・班又は室から提示された資料の閲覧、徴収担当者からのヒアリング、及び債権管理簿（簿冊又はファイル）の閲覧によって調査し、適法性及び相当性の見地から検討したところ、適法性又は相当性に欠ける事例が相当数見い出された。これらの事例についての指摘及び意見は、各論で記述し、そのうち、未収金の滞留及び管理の長期化の原因となっていると思われる事例については、総論で取り上げ、意見として記述した。

## 第9 今後の未収金管理のあり方について

指摘した事項が今後繰り返して行われないようにするために県が措置すべきこととして、「債権管理適正化の手引」の改定、徴収に重きを置きすぎる基本姿勢を適正な徴収及び減免への転換、債権管理の専門部署の設置、外部委託の推進の四つを提示した。

# 第2部 総論

## 第1編 債権管理適正化に向けた取組

### 第1 千葉県債権管理連絡会議の設置

県は、県の有する債権の管理の徹底と滞納の未然防止、債権回収の強化等未収金の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、千葉県債権管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）設置要綱を定め、平成20年1月24日に施行した。

### 第2 組織

- 1 連絡会議の組織は、総務部次長を会長とし、総合企画部、健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、県土整備部等の各部の次長等を委員として構成されている。また、関係各課の連絡調整を円滑に進めるため、総務部行政改革推進課長、総務部財政課長、総務部税務課長、総務部政策法務課長、出納局長で構成する連絡調整会議を設けている。

- 2 この組織の枠組みとして、未収金の徴収については、連絡会議設置後も引き続き各債権の主務課が担当し、連絡会議は全体的な取組の進行管理等を行い、連絡調整会議は、関係各課の連絡調整を円滑に進めるためのものということである。しかし、連絡会議の事務局が行革推進課に置かれたことから、自ずから行革推進課が取組の実務を担う方向となった。

### 第3 取組の基本方針の推移

#### 1 平成19年度

- (1) 県は、平成20年2月、滞納の未然防止、債権回収の強化、債権管理の適切な整理、制度管理の徹底（制度の見直し、納付方法の工夫、マニュアルの策定、取組の進行管理、担当職員の研修）が課題であるとし、平成19年度から平成22年度までをその集中取組期間とした。そして、その取組の目標として、県民負担の公平性・公正性の確保及び歳入の確保、並びに、各債権において、新規滞納発生額及び過年度を含めた滞納額が前年度を下回ることを目標として定めた。

- (2) 債権管理の適正化に向けた具体的取組

債権管理の具体的取組として、①滞納の未然防止（債務者・保証人に対する制度の周知、債権の記録の整備、債務者の情報収集・状況調査）、②債権回収の強化（財産調査、時効の中断、訴訟提起・強制執行、民間能力の活用）、③債権の適切な処理（滞納となった債権については、履行させることが著しく困難等、徴収停止、履行延期特約、債務の免除、債権の放棄等の手続を適切に行う）、④制度管理の徹底（担保・保証人の設定、個別マニュアルの制定、債権管理の取組進行管理、担当職員の研修）を掲げている。

#### 2 平成23年度

- (1) 県は、平成20年1月、連絡会議を立ち上げて、債権管理の適正化に集中的に取り組んできた結果、現年新規発生額は抑制傾向にあるものの、未収金は、普通会計合計額をみれば、平成20年度は約26億4963万円、平成21年度は約26億6118万円、平成22年度は約27億2121万円へと、全体としては漸増していることから、平成23年度に、更に取組を継続、強化することとし、効果的かつ効率的な整理・回収によって、早期に未収金を縮減させる必要があるとして、次の取組方針を確認した。

- (2) まず、課題として、①債権回収の強化については、住民票調査、不動産登記簿調査が不十分で、納付書送付に終始し、債務者との交渉が不十分、②滞納原因や回収可能性に応じた債務者管理については、各主務課における現況把握が不十分なため、今後の回収・整理方針の検討が困難となっている事例がある、③長期滞納債権の管理については、時効期間が経過しているが債務者の時効援用がないものや、長期僅少額分納者が認められる、④その他、強制徴収公債権につき税務当局との連携、個人情報保護、守秘義務の観点から財産調査等が困難、私債権に関する債権管理条例など不納欠損の統一基準の設定が指摘された。
- (3) そして、今後の取組として、①債権回収強化の再徹底として、行革推進課が、連絡会議が平成20年2月に定めた「債権管理の適正化のための取組方針」を、各債権の主務課をして周知徹底させ、必要な助言、支援を行うことが決定され、そのほか、②進行管理の徹底、③債務者区分の明確化、④長期滞納債権の整理促進、⑤税務当局による支援、⑥債権管理基準等、特に債権放棄の基準の検討、⑦債権の保全措置の研究等を行うことが決定された。

### 3 平成28年度

県は、平成28年10月14日、総務部長から、債権管理に係わる各部局に宛てて、「徴収困難な債権に関する基本的な考え方について（通知）」と標題する文書を送付した。その内容は、徴収困難な債権についての基本的な方針として、徴収に係る法令を再確認することによって徴収の強化を維持しつつも、徴収緩和措置にも視線を向け、更に債権放棄の要件（基準）も示すものとなっている。そして、恣意的な債権放棄を防止するため、債権放棄の対象となる債権を当面私債権に限定し、①破産法等の法令の規定により免責された債権、又は②時効期間が経過した一定の債権を対象にすることとしている。

## 第4 活動内容

### 1 マニュアルの作成

債権管理を適正化するための各債権管理に共通のマニュアルとして、平成20年11月、「債権管理適正化の手引」が作成された。そこには、取組方針から、自治体が管理する債権の説明及び具体的な取組に及び、参考資料として、関連法令の抜粋、未収金の整理表から支払督促の申立書の書式が添付されていて、債権管理の取組方

が理解しやすい内容になっている。

## 2 外部委託

サービサーに対して、平成20年度以降、県外居住者や長期滞納者等に対する徴収事務の一部が委託されている。そして、平成27年度から、弁護士に対する徴収事務の委託が開始された。委託された債権は、健康福祉部児童家庭課ひとり親家庭班が管理する母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、徴収が困難な債権である。その概要は、委任件数が16件、委任債権額が1670万7976円であり、平成27年度内の収納額は284万0737円であった。

## 3 債権放棄の議案提出

県では、過去、個別的な債権の放棄議案が提出されたことは複数あったものの、一定の基準に基づいて複数の債権を放棄する議案が提出されたことは、一度もなかった。しかし、前記の総務部長通知を契機として、私債権のうち、滞納者が破産法上の免責決定を受けている債権、又は時効が完成し、かつ行方不明等のため時効援用の意思が確認できない債権であって、いずれの場合も徴収のための必要な取組が行われ、今後努力を尽くしても徴収が不可能と考えられるものを対象として、これを放棄することとし、平成29年2月議会に議案を提出した。

# 第2編 未収金の概要

## 第1 平成27年度決算に基づく未収金

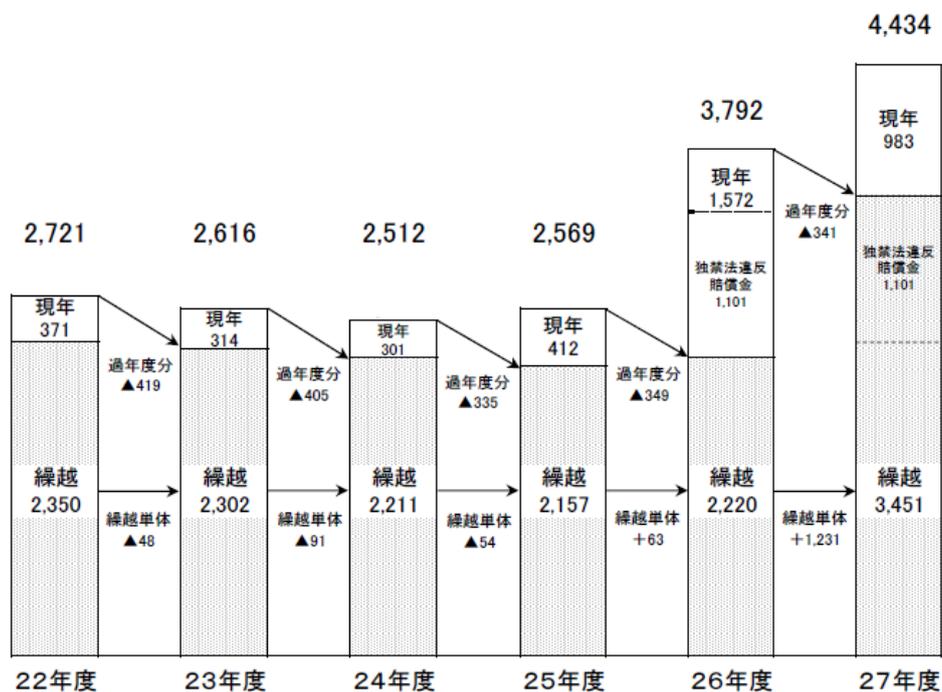
県が管理する未収金は、平成27年度決算において、総合計額は約51億2080万円、監査対象部課合計は約24億5551万円である。

## 第2 未収金の推移

未収金は、連絡会議が平成20年1月に設置されて以降漸減し、平成24年度には、総合計で約25億1200万円となったが、平成25年度以降漸増に転じ、平成27年度決算では、総合計で約44億3400万円、独占禁止法違反業者に対する賠償金を除いても、約33億3300万円となっている。

税外収入未済額の推移(普通会計)

(単位:百万円)



注:百万円未満は四捨五入しているため、記載金額の相互で合わない場合もある。

(千葉県提供)

### 第3編 債権管理事務の実態

#### 第1章 強制徴収公債権の債権管理事務

##### 第1節 監査対象とした強制徴収公債権

第1 地方自治法(以下「自治法」という。)に規定されている債権は、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう(自治法240条1項)。以下、債権はこの意味で用いる。この債権は、公法上の原因(処分)に基づいて発生する公債権と、私法上の原因(契約等)に基づいて発生する私債権とに分類され、公債権は、租税債権の滞納処分の例により強制徴収することができる強制徴収公債権と、民事執行法の強制執行によらねば徴収することができない非強制徴収公債権とに分類される。

第2 監査の対象とした強制徴収公債権は、監査対象債権一覧表記載の債権のうち、債権の種類欄に強制徴収公債権と記載した各債権である。なお、債権の名称は、県が用いている名称のままである。なお、県は、一つの名称の下に複数の債権を管理し

ている場合もある。

## 第2節 強制徴収公債権の管理に係る法令等

### 第1款 歳入の収入手続の進行

強制徴収公債権を収入する手続は、まず調定をし、これに基づいて納入通知をし、指定した納入期限までに全額納付されないときは、督促する。督促で指定した期限までに全額納付されないときは、以後、催告をし、あるいは、滞納処分をし、滞納者において、一時に納付することが困難な事情がある場合は、滞納処分を猶予し、滞納処分をすることができない場合等は、滞納処分の執行を停止する。滞納処分を猶予した場合において、滞納者が分納することができる場合は分納させる。滞納処分の執行を停止して、3年間状況が変わらねば債権は消滅するが、将来においても徴収することができないことが明らかである場合は、即時に消滅させることができる。

### 第2款 調定から督促まで

#### 第1目 調定

**第1** 自治体の歳入を収入するときは、まず調定をしなければならない（自治法231条）。調定は、収入事務に誤りが生じないようにするために、収入に係わる事項について調査し、確認する行政内部の意思決定の行為であり、その調査及び確認に基づき、調定伝票が作成される。これによって調査及び確認する事項は、歳入の会計年度所属区分、予算に計上された科目との適合、納入すべき金額、納入義務者及び納入期限である。納入義務者を間違ったり、納入金額を誤っていたりしたときは、調定を変更しなければならない。

**第2** 調定で納入義務者と確認されている者以外の者から徴収することは、無論適法ではない。例えば、法人の債務については、代表者個人は納入義務を負わないのであるから、代表者個人に履行を請求して、その財産から納付させて収納することは、適法ではない。そして、納入義務者の家族は、納入義務を負わないから、納入義務者の家族に履行を請求してその財産から納付させて収納することも、適法ではない。

## 第2目 納入通知

自治体の歳入を収入するときは、調定に基づき、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない（自治法231条）。

## 第3目 督促

第1 納入通知を受けた納入義務者が、納期限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない（自治法231条の3第1項）。

第2 督促は、時効中断の効力を持つが、督促を繰り返しても時効中断の効力を持たず、時効中断の効力を持つのは、最初の1回だけである。

## 第3款 滞納処分

### 第1目 滞納処分の意義

滞納処分とは、納付されない債権を強制的に取り立てて収納することをいい、その主要な手続は、財産の差押え、財産の換価、参加差押え、交付要求がある。

### 第2目 法的根拠

#### 第1 自治法の規定による滞納処分

自治法231条の3第3項は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の自治体の歳入につき、督促を受けた者が指定された期限までに納付しない場合、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定している。そして、地方税法は、総則で、滞納処分の換価の猶予を規定し（同法15条の5、6）、滞納処分の執行停止も規定しているが（同法15条の7）、滞納処分については、税目ごとに若干の規定を定めるのみで、その他は国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとしている。

#### 第2 個々の法律の規定による滞納処分

1 公債権について定める法律の中には、当該債権の徴収につき、「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定するものや（生活保護法78条4項等）、「国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。」と規定するものがある（行政代執行法6条1項等）。いずれの場合も、その債権の滞納処分には、国税徴収法が準用される。

2 公債権について定める法律の中には、「地方税の滞納処分の例により処分するこ

とができる。」と規定するものがある（母子保健法21条の4第3項等）。この場合は、第1と同様に、地方税法が適用され、地方税法によって国税徴収法が準用される。

### 第3目 滞納処分についての裁量

#### 第1 裁量の範囲

債権は、自治体の財産権であり、自治体は、その債権を行使して徴収すべき義務があり、滞納処分は、債権が滞納されている場合にこれを徴収する目的で自治体に与えられた権限であるから、徴収するために滞納処分をする必要があり、滞納処分をすることができる状況にあれば、原則として滞納処分をするべきである。しかし、債権の性質、滞納額、資産の状況、収入及び支出の状況、その他の生活状況、滞納者の支払意思等を総合考慮して、滞納処分をしないこととして、滞納者の支払能力に応じて分納させて収納することを相当とする場合もある。その判断は、自治体の裁量に任されているが、裁量の範囲を逸脱すれば、適法性を欠くことになる。適法性を欠くか否かは、個々具体的に判断するほかないが、下記の参考裁判例に基づいて、一般論として示せば、①有効性・効率性・経済性、②公平性、③滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれの有無が、重要な基準となると思われる。

そして、自治法において滞納者が納付しない場合に滞納処分をする権限を与えているのは、滞納処分によって実効ある徴収を実現しようとする趣旨であり、その滞納処分を猶予又は停止することは例外とされ、その要件が厳格であることから、滞納処分をするか否かについての自治体の裁量の範囲は、相当狭いものと解される。

#### 第2 参考裁判例

名古屋高等裁判所平成18年1月19日判決は、不動産取得税の延滞金の徴収につき、差押えをしていないことの適法性につき、徴税をする地方団体の長は、「滞納者に対して滞納処分を行う時期やその対象等について、当該滞納者の税の負担能力（担税力）や誠実な納入意思の有無に応じてその事業の継続や経済生活の維持がむやみに損なわれることのないように配慮しつつ、他方、徴税行為が区々になり、公平を欠き、偏頗なものとならないようにすべきであり、これらを踏まえて、計画的、能率的かつ実質的にその徴収権の確保を図るに相当な範囲での裁量を与えられているものと解される。」と判示し、次いで「差押え等の滞納処分がとられないことによ

り、実質的に公金徴収権の確保が図られないと認められる場合、あるいは、一般的にみて公平を欠き、偏頗な徴税行為であると認められる場合等には、地方団体の長は、その裁量を逸脱し、徴収金の徴収を違法に怠るものと解するのが相当である。」と述べた上で、事案の内容を検討し、不動産に設定されている担保権の「被担保債権が相当程度弁済されている」ことから、これを「差押え等をすれば、本件延滞金の徴収が可能であることが推認し得る」上、他の地方団体の「差押えの先行着手により地方税が優先する(地方税法14条の6)ことからすれば」、滞納者において「前記不動産以外にめぼしい資産がない上」、滞納者が金融機関を相手方として「特定調停の申立てをし、これが係属している状況にあることを考慮すれば」、たとえ月額10万円の納付がなされていても、「本件延滞金が完済されるまでにはこの後14年あまりかかること」等の諸事情に照らせば、「何らの担保も取ることなく」、「分割納付を事実上認めることにより、本件延滞金の滞納処分を怠ることは、合理的な根拠がなく、もはや実質的に公金徴収権の確保が図られない蓋然性が相当程度高く、徴収権者としての裁量を逸脱しているものといわざるを得ない。」と判示している。この判決は、徴収権の確保が損なわれるおそれがあることを理由として裁量を逸脱していると判示しているので、前述の基準①の有効性が軽視されていることを理由としていると解される。

#### 第4目 差押えの目的財産

滞納者が特定の財産について権利を持っているか否かは、実質的に判断しなければならない。もっとも、財産の権利者は、通常、名義人と一致するので、滞納者がその財産の名義人であれば、これを差し押さえるべきである。しかし、例外的に、滞納者の財産が、親族等の名義になっていることもある。その場合の権利者は、滞納者であるから、名義は異なるが、差押えの目的財産となる。実質的権利の所在は、利用、管理、取得原資の負担等によって判断される。預貯金の名義人が未成年であって、未だ収入がないのに多額の残高があり、預金通帳や銀行印もその親が管理し、入金も払戻しも親がしている場合は、贈与した事実が認められる場合を除き、親を預金者と認めることになる。

#### 第5目 超過差押え及び無益な差押えの禁止

差押えは、徴収に必要な範囲を超えて差し押さえてはならないとか、財産の価額

が、滞納処分費や優先する国税等の合計額を超える見込みがない場合等には、禁止される（国税徴収法48条）。

## 第6目 差押え禁止財産

### 第1 一般の差押禁止財産

滞納者の財産であっても、滞納者を保護するため、滞納者やその家族の生活必需品等の特定の財産は、その差押えが禁止されている（国税徴収法75条）。

### 第2 給与の差押制限

給与は、一定範囲において差押えが制限されている（同法76条）。その制限範囲は、①源泉徴収される所得税に相当する金額、②市県民税に相当する金額、③給与から控除される社会保険料に相当する金額、④滞納者及び滞納者と生計を一つにする親族が生活扶助を受けたものと仮定して算出する生活扶助費相当額、⑤以上の①ないし④の合計額を控除した金額の20%の金額の合計額に達するまでの金額である。

## 第7目 差押えの手續

第1 滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない（国税徴収法54条）。

第2 差し押さえた財産が第三者の権利の目的となっている場合等は、その第三者に対して通知しなければならない（国税徴収法55条）。

## 第8目 換価

差し押さえた財産は、これを換価しなければならない（国税徴収法89条）。換価は、原則として、公売によってなされる（国税徴収法94条）。

## 第4款 滞納処分の猶予及び停止

### 第1目 財産の換価の猶予

#### 第1 根拠規定

財産の換価の猶予は、滞納処分の根拠規定が、「地方税法の滞納処分の例により」と規定されている場合は、地方税法15条の5等が適用され、「国税徴収の例により徴収することができる。」とか、「国税滞納処分の例による」と規定されている場合は、国税徴収法151条等が適用される。

## 第2 要件

しかし、要件は実質的に同じであり、①滞納者が、徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときであって、②その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき又はその財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるときとされている。

## 第2目 滞納処分の停止

### 第1 根拠規定

換価の猶予と同じであり、地方税法15条の7が適用される場合と国税徴収法153条が適用される場合がある。

### 第2 要件

要件は、実質的に同じであり、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分の執行等を行うことができる財産が共に不明であるときとされている。

## 第3 「生活を著しく窮迫させるおそれ」の解釈

### 1 国税徴収法基本通達

国税徴収法153条1項2号に規定する「生活を著しく窮迫（以下「生活窮迫」という。）させるおそれがあるとき」とは、国税庁の「国税徴収法基本通達」によれば、「滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態（国税徴収法76条1項4号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいうとされている。そして、国税徴収法76条1項4号は、「生活保護法に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額」と規定しているので、生活窮迫とは、「生活扶助の給付を受けなければ生活を維持できない程度の状態」ということになる。

### 2 立案審議参加者の意見に基づく反対論

これに対し、横尾昌弘著「租税等徴収法の滞納処分の規定における「滞納者保護」の規定に関する一考察」（教育福祉研究20号2015）は、「国税徴収法76条1

項4号が『生活扶助の給付』と規定している趣旨は、国税徴収法の立案審議の参加者の説明によれば、『生活保護法では、生活扶助のほか、要保護者の特殊事情により教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助又は葬祭扶助が併給されることもあるが、このような特殊事情は、滞納処分の執行停止制度により直接間接に保護されるので、ここでは、計算の単純化を図るため、生活扶助の金額にとどめている。』とのことなので、国税徴収法基本通達は、立法者の意図から外れているといえるだろう。」と述べている。そして、国税徴収法基本通達によって滞納処分の停止の要件具備の判断を示した国税不服審判につき、「請求人の生活実態を総合的に考慮したものではなく」と批判している。

### 3 検討

立案審議参加者の意見に基づく反対論には賛同し、以下の私見を述べる。

#### (1) 国税徴収法76条1項5号

ところで、国税徴収法76条1項には、差押えの対象から控除する金額として、同項5号は、「給与等から、源泉徴収される租税、給与から控除される社会保険料、そして生活扶助給付額の合計額を控除した金額の20%の金額を規定している。すなわち、給与等の差押えの対象金額には、租税、社会保険料、生活扶助受給相当額に加えて、上記の20%の金額が加えられているのである。従って、国税徴収法基本通達が、生活窮迫を、「生活扶助の給付を受けなければ生活を維持できない程度の状態」と解していることは、この20%の金額を考慮していないということになる。

しかし、滞納処分の停止を、給与の差押え制限規定である国税徴収法76条に基づいて解釈しながら、同条項4号のみを根拠とし、5号は根拠としないことに、合理的理由があるとは考えられない。

#### (2) 国税徴収法153条1項2号の「おそれ」

そして、国税徴収法76条は、滞納者及びその家族の健康で文化的な最低限の生活を護る趣旨であるが、同法153条1項2号は、滞納者及びその家族が、健康で文化的な最低限の生活状態に陥らないように護る趣旨であり、それゆえ、生活を著しく窮迫させる「おそれがあるとき」と規定しているのである。おそれがあるときを判断する具体的基準は、条文自体から直ちに導き出すことはできないが、生活窮迫よりも生活状態が良好な状態であることは明らかである。そして、国税徴収法基

本通達も、これを否定する趣旨ではないと考えられる。

(3) 参考判例に基づく考察

- ① そこで、国税徴収法153条1項2号の「おそれ」の有無を判断する権限を持つ者とその判断基準を検討すれば、いわゆる朝日訴訟と称される最高裁判所昭和42年5月24日判決・最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁に「念のために」判示された意見が参考になると考えられる。同意見は、憲法25条1項は、「すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり」、「具体的権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された生活保護法によつて、はじめて与えられている」が、「その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうもの」であるところ、「厚生大臣の定める保護基準は」、「憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するものにとりうるものでなければならない」、「しかし、健康で文化的な最低限度の生活なるものは、抽象的な相対的概念」であるから、「何が健康的で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は」、「厚生大臣の合目的裁量に委されて」いると述べている。
- ② この最高裁判決の意見は、生活保護法の生活扶助基準の適否について述べられたものであるが、憲法25条と生活保護法との関係、これを適用する基準の作成は、生活保護法を運用する厚生大臣（当時）の『合目的裁量』に任されているとの考え方は、滞納処分の停止規定を解釈する上で参考になると思われる。すなわち、その基本的な考え方を滞納処分に適用すれば、国税徴収法153条1項2号も、滞納者及びその家族の生活保護の趣旨で制定されているのであるから、憲法25条の趣旨を具体化する法律であるといえ、その適用の具体的基準は、これを運用する者の『合目的裁量』に任されていることになり、そして、これを運用する者は、徴収を担当するものであるところ、自治体が管理する債権の徴収を担当し、その滞納処分の停止を判断する者は、自治体の長であるから、その判断は、自治体の長の『合目的裁量』に任されていることになる。
- ③ とすれば、自治体の長は、国税徴収法153条1項2号の適用に際して、租税とは異なる特質を持つ強制徴収公債権の滞納処分において、国税徴収法基本

通達のみによらず、その管理する公債権の徴収と滞納者及びその家族の生活保護との調和において、国税徴収法76条1項の趣旨、これと同法153条1項2号との関係を踏まえ、生活保護法の保護基準も参考にしながら、滞納者及びその家族の資産、職業、収入及びその他の生活状況の実態を斟酌して、自治体の長として、国税庁とは異なる基準で判断することができることになると解することができる。

(4) 条例の制定

滞納処分の実行停止につき、個々の事例における判断の客観的公平性、合理性、相当性を担保するためには、その判断基準は、これを条例で定めることが適切である。その条例が制定されれば、県では従前ほとんど適用されることがなかった滞納処分の実行停止が適切になされ、徴収困難な強制徴収公債権の整理が促進されると見込まれる。

### 第3目 滞納処分の実行停止による債権消滅

#### 1 債権の消滅その1

滞納処分の実行停止が3年間継続したときは、停止された徴収金を納付し又は納入する義務は消滅する（地方税法15条の7第4項、国税徴収法153条4項）。

3年間は、返済資力の回復の有無を注視する期間であり、滞納者の資力が回復すれば、滞納処分の実行停止を取り消すことになる（地方税法15条の8、国税徴収法154条）。

#### 2 債権の消滅その2

滞納処分をすることができる財産がないことを理由として滞納処分の実行を停止した場合において、その徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、その徴収金を納付し又は納入する義務を即時に消滅させることができる（地方税法15条の7第5項、国税徴収法153条5項）。

## 第5款 財産調査

### 第1目 法的根拠

滞納処分をするため滞納者の財産を調査する必要があるときは、滞納者に対する

質問や帳簿の検査、住居等の搜索、官公署への協力要請等を行うことができる（国税徴収法141条）。

## 第2目 財産調査の目的

第1 財産調査は、差し押さえるための財産を探すことが第一の目的であるが、差し押えを制限する規定を遵守し、滞納処分への猶予及び停止を適切に行うための判断に必要な資料の収集も、その目的である。

第2 そのため、財産調査は、単に差し押さえることができる財産を探すことにとどまらず、その財産の内容、取得原因、取得費用の負担者、その財産の価額、使用状況、第三者設定の権利の有無、そして、債務者が個人の場合は、その職業、収入、生活状況を、債務者が法人の場合は、その営業の内容、状況及び推移、経常損益の状況及び推移、その財産と営業との関連性も調べることが必要かつ有益となる場合もある。

## 第3目 財産調査の時期

第1 滞納処分をするかどうか、滞納処分をせずに分納させて徴収する場合、分納の方法をどうすべきかを的確に判断するには、滞納者の資産、収入及び生活又は経営の状況について調査する必要がある。それゆえ、財産調査は、滞納が生じたときに、準備を開始し、滞納者に対して督促状を発送した日から10日を経過するまでに滞納者が納付しないときは、速やかに着手すべきである。

第2 財産調査がなされていない場合、あるいは、なされていても、それが不十分である場合は、徴収に係る判断が的確になされていないとの疑いを招くことになり、相当ではない。

## 第4目 財産調査の方法

強制徴収公債権の場合、帳簿等の検査、住居等の搜索及び官公署への協力要請等、強力な権限を行使することができるが、まずは、滞納者から滞納している事情を聴き、必要な資料の提出を求めることが望ましい。面談に時間を要するが、生活状況についての具体的事情を聴取できるので、支払能力についての把握が容易になり、効率の良い調査ができるし、滞納者への権利侵害が少ないからである。

## 第5目 財産調査の程度

第1 必要とされる調査の程度は、債権額や回収見込額の金額の多少、官公署又は銀行

等からの情報取得の可否、得られる情報の重要性の程度、経済活動との関連性、調査の困難性、調査に要する費用の多寡等によって異なる。債権額や回収見込額が多い程、調査に厳格性が求められ、官公署又は銀行等からの取得資料は欠かせなくなるため、強制的調査権限は行使して調査すべきであるし、得られる情報の価値が高い場合は、費用と時間を掛けて調査すべきであるし、調査が困難である場合や、調査費用が高額である場合、調査に長期間を要する場合は、簡易な調査方法に替えることも認められると解される。

**第2** 債権額が比較的少額であり、滞納処分費が相対的に高額となる場合であつて、徴収できる財産がない蓋然性が高く、多数の債権を短期間に処理する特別の事情があるような場合は、調査の程度を簡易化することが認められると解される。

## **第6目 財産調査によって取得する資料**

### **第1 債務者が自然人の場合**

まず、居宅の不動産登記全部事項証明書を取得するか、賃貸借契約書の写しを債務者に提出させるかして、不動産の所有の有無を確認しなければならない。居宅が債務者所有物件であるときは、不動産登記全部事項証明書によって住宅ローン等の担保付債務の有無が判明し、債務者からの事情聴取と合わせて、債務の残高が把握でき、居宅不動産の差押えによる徴収可能額が推測できる。課税証明書を取得すれば、これによって前年の所得が判明し、預貯金の取引履歴を取得すれば、安定した収入の有無とその金額が判明する。これらの収入に関する資料に、家族構成等に関する資料を突き合わせれば、当該債務者の毎月の返済可能額が把握できる。こうした資料が揃えば、債権管理の方針決定を、常時的確に判断することができる。

### **第2 債務者が法人の場合**

債務者が法人の場合は、まず、商業登記履歴事項全部証明書を取得し、そこに記載されている本店所在地の不動産登記全部事項証明書、取引銀行作成の取引履歴証明書、過去3年分程度の決算報告書、そこに記載されている資産につき、それが不動産であれば、不動産登記全部事項証明書、預貯金であれば、預貯金取引履歴照会に対する回答書、代表者から聴取した営業状況を記録した報告書、取引先や本店付近の住民からの債務者の営業状況についての聴取した結果を記録した報告書、代表者の自宅不動産につき、その所有者名義が法人かどうかを調査するための不動産登

記全部事項証明書、当該法人の資産及び収入についての報告書等を揃える必要がある。

## 第7目 財産目録の作成

財産調査の顛末は、その財産調査によって取得した資料に基づき、どの事実がどの資料に基づくかを明らかにして、財産調査報告書にまとめ、それらの財産調査報告書や資料に基づいて、財産目録を作成し、調査が進むにつれて、財産目録を修正し、補充する必要がある。そして、財産目録を読めば、財産の有無や内容、その価額、第三者の権利設定の有無や先行差押えの有無、給与であれば、勤務先、1カ月の賃金額のみならず、賞与や退職金の有無も分かり、その他、家族や生活状況等の事情も記載されていて、それらの記載内容は、報告書や資料との関連が明らかにされていて、容易に照合して確認できるような書式にし、財産目録、報告書及び資料は、まとめて、整理し、債権管理簿に綴るようになれば、滞納者の支払能力を常時確認することができ、滞納処分の執行、又は、滞納処分の猶予及び停止を的確に、かつ迅速に行うことができることになる。

## 第6款 時効管理

### 第1 公債権の消滅時効

- 1 公債権は、5年間行使しないときは、時効によって消滅する（自治法236条1項）。そして、公債権の時効による債権消滅については、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができない（同条2項）。これは、公債権については、権利関係が早期に確定されるべきであること、公平に処理されるべきであること、画一的に処理されるべきであるとの趣旨に基づく規定である。それゆえ、公債権については、消滅時効期間経過後に債務者が時効利益を放棄することも認められない。
- 2 公債権は、納入の通知及び督促によって消滅時効が中断するほか（自治法236条4項）、民法の規定の適用によっても中断する（同条3項、最高裁判所昭和43年6月27日判決・最高裁判所民事判例集22巻6号1379頁）。なお、督促が時効中断効を持つのは最初の一回目だけであり、二回目以降は催告としての効力となる。

### 第2 時効の中断

- 1 債権は、県の財産であるから、時効中断措置を執らずに、時効で債権を消滅させ

ることは、たとえ債権徴収担当職員の判断において、滞納処分をする財産が見当たらないように思われるときも、滞納処分をすることによって債務者の生活が窮迫するおそれがあると思われるときも、あるいは債権額が少額で、債務者に貧困者が多く、その結果滞納者が累積して管理が困難になる程多数になっけていても、法がそのような場合に備えて用意している滞納処分の停止や債権放棄の経手を経ずに、時効中断措置を執らずに債権を時効で消滅させて不納欠損処理をすることは、適法ではない。

2 時効消滅を待って不納欠損処理することも、滞納処分の停止後3年の経過による債権消滅を待って不納欠損処理をすることも、徴収できないことに変わりがないのに、後者の場合は余分な事務が必要と考えることは、相当ではない。なぜなら、時効中断措置を執らない場合は、その措置をした判断の正当性が徴収担当職員の主観に委ねられ、それ以外の者がその判断の当否を検証することができないことになるからである。

3 この意見に対し、債務者が貧困層に属してて、しかも債務者が多数である場合にいちいち財産調査を強いることは、事務作業が煩雑で、個々の債権額が比較的少額であることも併せ考慮すれば、現実的ではないとの反論が予想される。しかし、債務者が貧困層に属する場合の財産調査は、居宅の不動産登記全部事項証明書又は賃貸借契約書写しの取得、収入を入金し、家計費が支出される口座の預金通帳の一年分の写しの取得、世帯全員分の住民票写し等の家族構成が分かる資料、そして督促のための臨戸や電話での会話によって収集された債務者の生活状況についての徴収担当職員作成の報告書が揃えば、充分ではないかと思われる。この様な資料を定期的に更新していれば、財産調査は、困難ではない。そして、債務者が多数であることは、そもそも、自治体業務の管理体制の問題であること、及び債権者が多数となる原因の一つとして、徴収困難な債権につき、滞納処分をせず、滞納処分の執行停止もしないこともあると考えられることから、時効消滅を待って不納欠損処理をする不適法な債権管理をすることを正当化するものとは認められない。

4 最高裁判所平成16年4月23日判決・最高裁判所民事判例集58巻4号892頁は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債

権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」と判示している。これは、私債権についての判例であるが、公債権にも当てはまる法理である。そして、徳島地方裁判所平成17年5月16日判決は、税徴収権を時効消滅させたことにつき、自治体の長の不法行為責任を認めている。時効中断措置を執らずに、債権が時効で消滅するに任せることの理由が、債権が多くて管理が行き届かないということであれば、それは、上記最高裁判例が示す例外に当てはまることではないと考えられる。

- 5 債権の消滅後に債務者をして債務を承認させても、債権は復活せず、消滅したままであるから、消滅時効期間経過後に債権を徴収することはできず、これを徴収することは、適法ではない。

### 第3節 強制徴収公債権の債権管理事務についての意見

#### 第1款 徴収について

##### 第1目 差押え

###### 第1 差押えの実施状況

- 1 監査の対象とした強制徴収公債権は、債権番号5、16ないし18、22、23、29、52ないし54、67ないし70、73及び74の債権である。そのうち、差押えをした事例がある債権は、債権番号29及び73の各債権である。債権番号54は、滞納処分の停止をしている債権である。
- 2 それ以外の差押えをした事例がない債権は、滞納者についての財産調査が不十分であり、差押えをした事例がないことの原因が、差押えをすることができる財産がないためであるとは、認められなかった。では、何故、差押えをした事例がないのか、その謎を解く鍵となりそうな事例が、債権番号16にあった。その事例は、健康福祉センターから、県の主務課に対し、特定の債権につき差押えを具申したが、担当者が再考を求める回答をした事例であった。担当者が再考を求めた理由は、①先例がない、②福祉的意味合いを持つ債権について滞納処分をして良いか疑問がある、③徴収マニュアル等の統一的基準がないので公平性を確保できないというものであった。

## 第2 意見

1 差し押えをするかどうかは、個々の事例において、まず、財産調査をして、差し押さえることができる財産があるかどうかを調査し、差し押えをすることができる財産がある場合、原則として差し押えをしなければならず、例外として差し押えをしなくても良い場合は、財産調査によって、換価の猶予をすることができる事情があることが分かった場合（地方税法15条の5の1ないし3、国税徴収法151条）、及び債権の種類や金額、財産と滞納者の生活又は経営との関係や価額、滞納者の誠意を考慮すれば、差し押えよりも分納を選択する方が相当であると判断される場合である。

それゆえに、財産調査をせずに、およそ差し押えはしないという方針の下に差し押えをしないとするのは、その債権管理方針が不適法ということなる。

2 先例がないという理由は、法律が認めている裁量の範囲内においては意味を持つが、その裁量は、上記の諸事情を総合考慮して判断する限りにおいて認められるのであるから、それをせず、抽象的理由でもって差し押えをしないという結論を出すことは、もはや裁量の範囲内での判断ではない。社会福祉的意味合いを持つ債権について差し押えをして良いのかという疑問は、債権の発生を定めている法律、その債権を強制徴収公債権と定めている法律に対する疑問であり、また、社会福祉の諸制度の内容を考慮しない考え方でもあり、差し押えをしないことを正当化するものではない。そして、統一的基準がないため公平性を確保することができないという理由は、差し押さえることができる財産を保有している滞納者も差し押えを免れてしまうという実質的公平を欠く結果を考慮しない考えである。

3 債権番号17、18の債権は、児童措置費等であり、児童の家庭の貧困対策の福祉であり、債務者が貧困者であるとの蓋然性が高いとはいえ、法が認めた滞納処分を一律に行使しないことは不適法であり、これを行えば新たな虐待が生ずるおそれがあると決めつけることも相当でない。財産調査をし、滞納処分をすることができる財産があるかどうかを確認し、その上で、滞納処分をすることが相当かどうかを判断する必要がある。

4 差し押さえることができる財産がある場合は、その財産を差し押えて換価することによって徴収することができる場合であり、差し押えは、それをして徴収するための権限であるから、一律にその権限を行使しないことにすれば、未収金が増加する

ことは当然のことである。差押えをした事例がない債権の主務課において、そのような方針や暗黙の了解が存在するのであれば、それは改められたい。

## 第2目 分納

### 第1 分納の管理状況

- 1 滞納債権につき、分納されている場合、返済計画が作成されている事例と返済計画が作成されていない事例があった。後者は、徴収担当者が指導を繰り返しても、滞納者が返済計画を作成しない場合であった。返済計画は、滞納額全額を支払うことを前提としているため、滞納額が多額である場合、計算期間が著しく長期間になっている事例もあった。返済計画の作成は、滞納者の判断に基づいて作成されていて、主務課又は徴収を担当する出先機関の徴収担当者が、滞納者の支払能力を調査して、これに基づいて作成されていると認められる事例は、債権番号29の債権には事例があったものの、ほかには見当たらなかった。
- 2 返済計画が作成されている場合も、返済計画のとおりに分納されていない事例もあった。返済計画が作成されていない事例や返済計画のとおりに分納されていない事例は、催告して、不定期に不定額が分納されている事例もあれば、納付されないまま経過している事例もあった。

### 第2 意見

- 1 差し押さえることができる財産は、給与以外にないために分納させる場合、又は給与以外にも差し押さえることができる財産はあるものの、換価を猶予することができる事情があるために分納させる場合、或いは分納させる方が差押えをするよりも徴収するに有利である場合は、滞納者をして分納計画を立てさせることになるが、その際、滞納者の判断任せにせず、財産調査をして、その支払能力に応じた合理的な分納計画を共に検討して作成することが望ましい。調査すべき事情としては、滞納者が自然人の場合は、その職業、収入、家族構成及び生活実態等であり、滞納者が会社の場合は、事業の内容、経常損益及び営業実態等である。これらの事情を調査し、これを裏付ける資料を収集し、整理して、滞納者の支払能力を的確に把握すれば、滞納者の支払能力に照らして合理的で、徴収に有利な分納計画を立てさせることができる。そのような分納計画は、支払能力の範囲内で、滞納者の支払意思に基づいて作成されているため、再度の遅滞を生ずる可能性が少なく、滞納者の任意

の納付によって計画的に収納することができるため、徴収担当者の債権管理事務の労力と精神的負担を大きく軽減させることになる。これに対し、合理的な分納計画がない場合、催告を繰り返し、出先機関が徴収する場合は度々臨戸して催告し、不定期に少額ずつ納付させることを長期間続けることになり、債権管理費用が嵩み、それが徴収額よりも多額になる事例が生ずることにもなる。

そこで、分納をさせるときは、財産調査をして、滞納者の支払能力に応じた分納計画が作成されることを重視する債権管理に改められたい。

- 2 滞納者がその時点で支払える不定額を不定期に納付するのであれば、経済的には納付の継続に限界はないが、滞納者は、いつまでも催告に追われ、経済的なゆとりは得られず、現状の経済的状況から抜け出せず、精神的負担も大きく、年月を経るに連れて納付意欲が減退するおそれもある。他方、徴収する側も、債権管理が長引き、管理費用が徴収額を上回ることになり、効率的、経済的、合理的な債権管理からは程遠いことになる。それゆえ、分納させる場合、改めて滞納者の支払能力を調査し、支払能力に応じた合理的な金額を分納させることにし、同時に、分納の期間を完済までとせず、一定の期間、例えば5年、あるいは、債権の性質上容易に減免することが相当ではない場合でも、10年に限定し、その期間内に納付すべき金額を全額納付した場合は、それを条件として、残金は放棄するという債権管理方法にすれば、滞納者の納付意欲が高まり、徴収率は上がり、再度滞納が生ずる可能性は減少し、債権管理に要する経費は大きく軽減されることになると見込まれる。

そこで、分納期間を限定し、残金は放棄する債権管理方法を検討されたい。

## 第2款 滞納処分の執行停止

### 第1 実施状況

- 1 債権番号52ないし54は、財産調査をして、差し押さえることができる財産がないことを確認した上で、滞納処分の執行停止をしている債権である。債権番号29の債権にも、そのような事例が見られた。そのほかの債権は、滞納処分をすることができる財産がないと認められる事例においても、滞納処分の執行停止をせず、催告して少額を不定期に分納させて徴収することを繰り返していた。その結果、全額徴収するまでの期間は長期化することになるが、債権番号29の債権においては、

計算上、数百年以上となる事例が多数あった。

- 2 債権番号29の債権に、債務者は法人であるが、営業を廃止して清算中であり、資産もない状態であるのに、長年、その清算人に対して催告を繰り返しているうちに、清算人個人の収入から分納させるようになったという事例があった。また、債権番号73の債権に、不動産を差し押さえたものの、平成22年に、差し押さえた不動産に換価価値がないことが判明したのに、その後も、催告を繰り返している事例があった。その平成27年度の徴収は、都内の滞納者方を三度訪れて、合計2万3000円であった。
- 3 債権番号17、18の債権は、滞納処分の執行停止はせずに、時効中断措置を執らず、債権が時効で消滅するに任せていた。

## 第2 意見

- 1 債権番号29の上記事例は、営業を廃止して長く、収入も資産もなく、清算手続中であることから、国税徴収法153条1項を適用して滞納処分の執行停止をし、その上で同条5項を適用して即時に債権を消滅させることができる事例である。債権番号73の事例も、同条項の適用もあり得るが、少なくとも同条1項を適用して滞納処分の執行停止をし、同条4項を適用して債権を消滅させるべき事案である。

しかも、債権番号29の債権は、長らく催告を繰り返しているうちに、法人の債務と代表者個人の責任とを混同して、清算人個人の財産から徴収するという適法でない徴収をしているという事例であり、滞納処分の執行停止をすべきなのにしないことによって弊害が生じた事例である。この二つの債権につき、滞納処分の執行停止をしないことは、著しく不当である。この二つの債権の滞納額の合計は、約7241万円である。この二つの債権を、滞納処分の執行停止によって消滅させれば、未収金が約7241万円も減少することになる。滞納処分の執行停止をするには、財産調査をする必要があるが、上記事例は、いずれも、相当詳細な情報を収集済みであることが窺われるので、財産調査は、形式的に確認する程度で足りるものと考えられる。一般論としては、財産調査は、事業の停止又は廃止の有無、事業再開の見込みの有無、滞納処分できる財産の有無を調査する程度で足り、その調査をするには、強制的調査権限がある上に、滞納者の代表者に対して、滞納処分の執行停止を判断するための財産調査であることを説明すれば、財産調査の協力が得ら

れる可能性が高いと考えられるので、財産調査は、困難ではないと考えられる。

よって、債権番号29、73の債権については、滞納処分の執行をすることができる財産がないことを確認した上で、滞納処分の執行を停止し、即時に債権を消滅させることを検討すると共に、ほかの徴収困難な債権についても、滞納処分の執行停止をすることができるかを検討されたい。

- 2 債権番号17、18の債権は、時効で債権を消滅させることが常態化しているが、これは不適法な行為である。これらの時効消滅した債権は、5年以上納付がないということになるが、滞納処分をしていないため、差し押さえることができる財産がないと判断している可能性もあり、そうであるとすれば、財産がないことを確認して滞納処分の執行停止をする必要がある。同じ債権の消滅であっても、時効消滅による債権消滅は不適法であり、滞納処分の執行停止による債権消滅は適法であるから、後者を選択しなければならない。差し押さえることができる財産がないのであれば同じであるとはいえない。それを調査して確認し、差し押さえることができる財産がないという事実に基づいて債権を消滅させるという手続をすることによって、債権管理の適法性が担保されることになるからである。居宅不動産の所有の有無は、不動産登記全部事項証明書を取得すれば足り、預貯金の残高、収入及び家族状況は、強制徴収公債権の場合、強制的調査権限があるため、困難ではない。そして、財産調査の目的が滞納処分の執行停止による債権消滅にあることを説明すれば、滞納者の協力が得られやすくなるので、財産調査は、更に容易になる。

よって、債権が時効で消滅するに任せず、財産調査をして、滞納処分の執行停止を検討する債権管理方法に改められたい。

### 第3款 財産調査

#### 第1 財産調査の実施状況

いずれの債権についても、滞納者の財産調査が充分になされているものと認めることができる事例は、少なかった。社会福祉の諸施策に基づく債権においては、一部の出先機関で預金調査や所得調査がなされていたが、滞納処分はなされてなく、支払能力に応じた支払計画を作成するための資料とされたとも認めるに至らず、滞納処分の執行停止を判断する際の資料とする目的での調査とも認めることはできな

かった。環境保全に関わる債権については、不動産や預金等の財産調査はなされていたが、調査結果の整理は不十分であり、財産の有無、内容を確認することができる財産目録も作成されてなく、財産調査は、滞納処分をすることができる財産を探すという視点からなされていて、滞納処分の執行停止をするか否かの判断をするための資料を収集するという視点からはなされていなかった。

## 第2 意見

1 財産調査は、差押えをする財産の有無や価額等を調査することだけが目的ではなく、滞納者と協議して支払能力に応じた合理的な分納計画を立てることが目的である場合や、滞納処分の執行停止をして債権を消滅させることが目的である場合もある。すなわち、財産調査は、差押えをすることができるか、差押えをすることが相当か、差押えをせずに分納をさせる方が相当か、分納させるとして、どのような分納計画であれば再度の滞納が生じないようにすることができるか、滞納処分の執行を停止して債権を消滅させるべきか、それとも引き続き、不定期に不定額を納付させることを続けるべきかを、的確に判断することを目的とする。その結果、差し押さえるべき財産は差し押さえることになり、分納させるときは再度の延滞が生じないような合理的な分納計画が作成されることになり、年月を掛けても徴収が困難な債権は滞納処分の執行停止によって消滅させることができ、徴収率は上がり、未収金は減少することになる。

2 財産調査が重要視されていない理由は、催告を繰り返して、不定期に不定額を納付させるという徴収方法が主流となっていることと無関係ではないと思われる。滞納処分も、支払能力に応じた合理的な返済計画を立てさせることも、支払能力が乏しい場合は滞納処分の執行停止をして債権を消滅させることも、どれもしないということであれば、それらの事務を適正にするための財産調査も、必要性が認識されないことになるからである。逆に、それらの事務をすることが、未収金の徴収率を上げ、管理すべき未収金の件数を減らし、全体として未収金が減少することになるという認識が薄いため、財産調査の重要性も認識されていないといえる。

それゆえ、未収金を全体として減少させるためには財産調査が重要であることを認識し、財産調査を積極的に行う債権管理に改める必要があると考える。

## 第4款 時効管理

### 第1 時効管理の実施状況

- 1 債権番号17、18、23及び69の債権については、時効中断措置が不十分であった。公債権の場合、時効の援用無くして、5年の時効期間が経過すると同時に債権が消滅するが、それらの債権管理においては、時効中断措置を執らず、時効消滅を待って不納欠損処理をしていた。その件数は、債権番号17では年間約1000件に上り、債権番号18では年間約100件にも上っている。
- 2 逆に、債権番号17、69の債権管理においては、時効消滅している債権につき催告して納付させて徴収している事例も見られた。

### 第2 意見

- 1 県が財産として管理する債権につき、時効中断措置を執らずに消滅させることが適法ではないこと、債権が時効で消滅しているのに徴収することが適法でないことは、当然のことである。このような適法ではない行為を根絶するために、研修を義務化すると共に、調定伝票の書式に時効管理の欄を設けることが考えられる。例えば、調定伝票に、時効管理の項目を設け、督促の年月日及びその翌日から5年間が経過する年月日を記載し、その4年後に、それ以前の新たな時効中断事由の有無を確認し、そのうち直近の時効中断事由、その年月日、及びその日から5年を経過する日を記載する欄を作って管理すれば、時効中断措置を失念することはないはずである。
- 2 債権の時効消滅を待って不納欠損処理をすることは、社会福祉的制度において発生する未収金を管理する主務課の債権において常態化しているが、県の財産を消滅させることになるため、それは適法ではない。そのような債権管理が常態化したまま長い年月が経過すれば、債務者らに「請求を受けても放置しておけば、いつの間にか請求されなくなる。」という認識が広まり、滞納者が増加し、債務者全般の納付意欲が減退し、徴収率は悪化し、徴収困難な未収金が増加するという悪循環になってしまうおそれがある。そうならないようにするために、債務者らに、「請求されなくなったことも法令に従った処分がなされたためであり、そのような処分がなされない限り支払義務から免れることはできない。」という認識が浸透するような債権管理をすることが重要である。

3 そこで、時効管理が適切になされるように債権管理を改められたい。

## 第2章 非強制徴収公債権・私債権の債権管理事務

### 第1節 監査対象とした非強制徴収公債権・私債権

第1 非強制徴収公債権は、行政処分によって発生する債権であるが、強制徴収権が付与されていない債権であり、私債権は、契約、不法行為、事務管理、不当利得によって発生する債権である。いずれの債権も、強制的徴収は、裁判所や執行官が行う強制執行手続によってなされる。両者の違いは、消滅時効において、援用の要否と時効期間に現れる。すなわち、援用の要否については、強制徴収公債権は債務者の援用なしに消滅し、またその利益を放棄することもできないが（自治法236条2項）、私債権は債務者の援用なしには消滅せず、そして消滅時効期間については、強制徴収公債権は5年であり（同条1項）、私債権は、民法や商法等で定められ、通常は10年であるが、短期消滅時効の定めもあり、債権の特質に応じて様々である。

第2 ここで監査の対象とする債権は、監査対象債権一覧表の債権の種類欄に、非強制徴収公債権、私債権と記載した各債権である。

### 第2節 非強制徴収公債権・私債権の管理に係る法令等

#### 第1款 歳入の収入手続の進行

非強制徴収公債権・私債権についても、債権の行使により金銭を収入する手続は、まず調定に始まり、これに基づいて納入通知がなされ、納入通知に指定した納入期限までに全額納付されないときは、納付期限を指定して督促する。督促で指定した期限までに全額納付されないときは、強制執行等がなされることがある。滞納者において支払が困難な事情があれば、履行延期特約・分納特約等がなされることもあり、滞納者において支払が著しく困難である等の事情があれば、徴収停止にすることもできるが、徴収停止にしても、債権は消滅しない。これに対し、免除すれば債権は消滅するが、要件が厳格に過ぎ、適用することができる場合が少ない。そこで、滞納者に支払能力がないために徴収困難な被強制徴収公債権及び私債権を消滅させる方法として、一般に債権放棄が選択されている。

以上の手続について、以下、簡略に説明する。

## 第2款 調定から督促まで

第1 歳入を収入するときは、調定して納入通知をしなければならない（自治法231条）。

第2 非強制徴収公債権・私債権の督促については、地方自治法施行令（以下「自治法施行令」という。）171条に、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないと規定されている。

## 第3款 徴収について

### 第1目 強制執行等

第1 督促した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、原則として、①担保権の実行等、又は保証人に対する履行請求、②債務名義がある場合は強制執行手続、③担保が設定されてなく、債務名義もなく、保証人もいないときは、訴訟手続をしなければならない。

第2 相当期間とは、債務者が納付書を受け取ってから納付するのに必要な期間である。なお、国税通則法40条は、滞納処分を行う要件として、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合」と定め、国税徴収法47条も、差押えの要件として、「督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」と定めているので、10日が目安になると解される。

第3 履行しない場合とは、納付すべき金額を全額納付しないという意味であって、内金を納付したにとどまる場合は、履行しない場合になると解すべきである。

### 第2目 履行期限の繰上げ

#### 第1 手続

非強制徴収公債権及び私債権につき、履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、履行延期特約等をすべき事由があるときは履行期限を繰り上げないことができる（自治法施行令171条の3、171条の6第1項）。

#### 第2 要件

履行期限を繰り上げることができる場合は、契約に基づく場合と法律に基づく場合とがある。契約に基づく場合は、分納の合意をした場合に、履行期限の繰上げも

併せて合意した場合であり、法律に基づく場合は、民法137条に基づく債務者が破産開始決定を受けたとき、債務者が担保を滅失させたとき、同法930条に定める限定相続をしたとき等がある。

### 第3 期限の利益喪失約款の必要性

分納の合意をしたときは、期限の利益喪失条項を定める必要がある。これを定めておかない場合、先に履行期限が到来した分納額の納付がなされていないのに、後に到来する履行期限を待たなければならず、不合理だからである。

## 第3目 債権の申出等

### 第1 配当の要求等

債務者が、強制執行を受けたとき、又は破産手続の開始決定を受けたことを知ったときは、配当の要求等をしなければならない（自治法施行令171条の4）。

### 第2 債権保全

債務者が財産を処分し、あるいは、隠匿するおそれがあり、債権の収納が困難になるおそれがあるときは、担保の提供や保証人を立てるように求めたり、裁判所に対し、仮差押えや仮処分を申し立てたりする等の措置をしなければならない。

## 第4款 徴収停止等・放棄

### 第1目 徴収停止等の措置についての規定

自治法施行令は、非強制徴収公債権、私債権の徴収においても、一定の要件があれば、徴収停止、履行延期特約等、更には、免除することを認めて、債権を徴収する自治体の利益と債務者の利益との調和を図っている。

### 第2目 徴収停止

履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、①法人である債務者が事業を休止し、事業を再開する見込みがなく、かつ、強制執行の費用をこえる財産がないとき、②債務者の所在が不明であり、かつ、強制執行の費用をこえる財産がないとき、③債権額が少額で、取立てに要する費用に満たないときであって、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（自治法施行令171条の5）。

## 第3目 履行延期特約等

### 第1 要件

債務者が、①無資力又はこれに近い場合、②債務の全額を一時に履行することが困難であり、かつ、その資産の状況によれば、履行期限を延期した方が徴収上有利である場合、③災害に遭う等して、債務の全額を一時に履行することが困難である場合、④債務の全額を一時に履行することが困難であり、弁済について誠意を有していて、債権が損害賠償請求権又は不当利得返還請求権である場合、⑤貸金を第三者に貸し付けた場合に、第三者につき①ないし③の事由があるために、履行期限に履行することが困難である場合、あるいは、履行期限に履行できなかった場合は、履行期限を延期し、あるいはそれと共に分納にすることができる（自治法施行令171条の6第1項）。

### 第2 遅延損害金

履行期限を延期する以上、履行遅滞による損害賠償金等は発生しないが、履行期限を徒過して、既に発生している損害賠償金等は、徴収しなければならない。

### 第3 債権放棄

履行延期特約等は、履行期限を延期し、あるいはそれと共に分納特約等をするによって、納付することが比較的容易になる場合を想定したものであり、履行期限を延期し、あるいは分納特約をするによっても、納付が比較的容易にならない場合は、履行延期特約等ではなく、後述の債権放棄を検討すべきである。

## 第4目 免除（自治法施行令171条の7）

### 第1 要件

- 1 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるために、自治法施行令171条の6第1項の規定により、履行延期特約等をした場合に、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期をした場合は最初に履行延期をした日）から10年を経過した後において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、債務及びその損害賠償金を免除することができる。自治法施行令171条の6第1項5号の場合は、債務者から貸付けを受けた第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期特約等をした場合に、免除することができる。

2 免除することについて、議会の議決は必要ない。

## 第2 保証人がいる場合

主たる債務者につき、免除できる場合であっても、保証人がいるときは、保証債務につき免除できるかどうかを先に判断すべきであり、保証人に支払能力があり、免除できないときは、主たる債務者も免除することはできない。主たる債務者を免除すると、保証債務の附従性により保証債務も消滅するからである。

## 第5目 債権放棄

第1 非強制徴収公債権及び私債権については、自治法施行令171条の5を適用して徴収停止をしても、債権は消滅しない。そして、自治法施行令171条の7を適用して免除することはできるが、要件が厳しく、適用の範囲は狭い。それゆえ、非強制徴収公債権及び私債権については、債権放棄が重要になる。なお、徴収停止にした場合、時効中断措置を執らないこともできるが、時効期間が経過しても、債務者が時効を援用しない限り債権は消滅しないので、債権を消滅させる方法としては、効果的ではない。

第2 債権放棄をするには、原則として議会の議決が必要であるが、県では債権の金額が1万円以下であれば、知事の専決処分により議会の議決は不要である。

## 第5款 財産調査

### 第1 財産調査の必要性

債務名義を得て強制執行するにしても、強制執行に備えて、仮差押えをするにしても、債務を分納させて収納するにしても、あるいは、免除や債権放棄をするにしても、それらを適切に行うには、債務者の資産、収入等の財産調査は、不可欠である。

### 第2 財産調査の方法

1 非強制徴収公債権及び私債権は、強制徴収公債権に認められている強制的調査権限はない。しかし、申請等の際に資産、収入、家族等の状況を聴取し、資料を提出させておけば、支払能力はある程度調査できる。債権が滞納されたときは、滞納者を呼び出して、これらの資料に基づいて聴取し、新たな資料を提出させることによって調査することができる。呼び出すに際して、支払能力がない場合には、分納す

ることができる場合や徴収停止もあり得ると事前説明すれば、財産調査への協力が得られ易くなる。

- 2 呼出しに応じない場合は、財産調査の目的やこれに応じない場合には法的手続もあり得ることを説明した調査書面を送付して、必要事項を記載して関係書類と共に返送させ、その上で、必要に応じて電話で事情を聴取して調査するか、臨戸して事情聴取するか、あるいは法的手続に進み、その手続において出頭した滞納者から事情聴取するか、とにかく、滞納者との間で正しい債権管理をするための話し合いをするとの認識が形成されているという信頼関係を築くことが必要である。仮に、滞納者が法的手続に出頭しない場合は、判決を得て強制執行をすることになるが、その時点でも話し合いの機会はある。

## 第6款 時効管理

### 第1 非強制徴収公債権・私債権の消滅時効

#### 1 時効期間・時効の援用

- (1) 非強制徴収公債権は、債務者の時効援用がなくても消滅し、時効期間は5年である（自治法236条1項、2項）。
- (2) これに対し、私債権は、民法が適用されるので、債務者の時効援用がなければ債権は消滅せず、時効期間は、普通の債権は10年であるが、債権によっては短期の消滅時効が適用されることもある（民法167条以下）。

#### 2 時効中断事由

時効中断事由については、私債権も公債権も民法の適用を受ける（自治法236条3項）。その結果、請求、差押え、仮差押え又は仮処分、承認によって中断する（民法147条）。これに加えて、納入の通知及び督促によっても中断する（自治法236条4項）。なお、督促が時効中断効を持つのは最初の一回目だけであり、二回目以降は催告としての効力となる。競売の申立は、判例によって時効中断効があると解されている。催告は、6カ月以内に訴えの提起等を行わなければならない（民法153条）。

### 第2 時効の中断

- 1 強制徴収公債権以外の債権について、履行期限までに納付しない者があるときは、

期限を指定して督促しなければならない（自治法231条の3第1項、自治法施行令171条）。督促によって債務者が納付すれば、債務の承認になって、時効は中断する。債務者が、納付しない場合も、債務を承認すれば時効は中断するが、後日のために債務の承認は、書面でなさせるべきである。印は実印を用いさせ、印鑑証明書を添付させれば、後日争われても敗訴する可能性は著しく少なく、それゆえ、紛争が起こらない。督促後相当期間経過後に履行されないときは、原則として、担保権が設定されている場合にはこれを実行し、担保権の設定がなく、債務名義がない場合は、訴訟手続を執らねばならず（自治法施行令171条の2）、この担保権の実行や訴訟手続によって、消滅時効は中断する。

- 2 債権は、県の財産であるから、時効期間が経過する前に時効中断措置を執らないことは、適法ではない。ただし、徴収を停止した場合は、債権の保全も取立てもしないことができるため（自治法施行令171条の5）、時効中断措置を執る必要がないと解される。
- 3 私債権については、何らかの事情で、時効を中断させる手続がなされないまま10年間が経過しても、債務者が時効を援用しない限り、債権は消滅しないから、不納欠損処理をすることはできない。不納欠損処理をするために、時効の援用を促すことは、適法ではない。他方、債務者が時効を援用して債権が消滅した後は、催告することも、徴収することも、適法ではない。

### 第3節 非強制徴収公債権・私債権の債権管理事務についての意見

#### 第1款 徴収について

#### 第1目 連帯保証人に対する履行の請求

##### 第1 履行の請求の実施状況

- 1 監査の対象とした債権のうち、連帯保証契約がなされている債権は、債権番号4の介護福祉士等修学資金貸付金、11ないし15の母子父子寡婦福祉資金貸付金等、25及び26の保健師等修学資金貸付金返納及び同延滞利子、27の理学療法士等修学資金、32及び33の設備近代化資金貸付事業等償還金及び違約金、39ないし44の農業及び林業の改良又は改善資金等、83、85及び86の県営住宅家賃及び駐車場使用料等の各債権である。これらの債権のほとんどにおいて、

連帯保証人に対しては、主たる債務者に対して納付を促して欲しいと要請するにとどまり、履行の請求はなされていないことが多かった。債権番号86の県営住宅家賃は、建物明渡しと滞納家賃の支払を求めて訴訟を提起するときに、連帯保証人を被告に加えていなかった。連帯保証人に対して履行請求をしている事例は、債務者が行方不明である場合や自己破産して免責されている場合が目立った。社会福祉に係る債権につき、主務課の担当者に対し、連帯保証人に対して履行の請求をしない理由を尋ねたところ、主たる債務者と連帯保証人との双方に請求することはできない、全国の自治体のどこがそれをしているのかと反論されたことがあった。

2 連帯保証人に対する連絡も遅く、債権番号43、44において、連帯保証人に対して連絡をした時点で滞納額が多額に上っていて、連帯保証人が、滞納額が少ない時点で連絡がなかったことに不満を持ち、元金は支払ったものの、違約金の納付はされていない事例もあった。また、債権番号11ないし15の債権において、連帯保証人に連絡しようとしたところ、連帯保証人が転居していて、かつ5年が経過していて住民票の除票が消去されていたために、転出先が分からず、しかも、本籍地記載の住民票を提出させていなかったため、戸籍の附票から転出先を調査することもできないという事例もあった。

## 第2 意見

1 連帯保証人は、主たる債務者と共に納付義務を負う者である。主たる債務者が督促されて期限までに納付しなかったときは、連帯保証人に対して履行の請求をしなければならない（自治法施行令171条の2第1号）。履行の請求とは、連帯保証人に対して納付を請求することであり、これをしないで、主たる債務者に納付するよう指導を求めることは、履行の請求をしていないということであり、適法でない行為である。連帯保証人に対して連絡した時期が遅れることは相当ではない。その結果、滞納額が多額になって、違約金の納付はされていない事例や連帯保証人の転居先が不明となった事例は、連帯保証人に対する履行の請求が遅れることによって、未収金の徴収が困難になった事例である。連帯保証人に対して履行の請求をしないという債権管理方法が常態化しているともいえる状況は、未収金の滞留及び管理期間の長期化の原因の一つとなっていると考えられるので、債権の滞納が生じたときは、速やかに連帯保証人に対して履行の請求をする債権管理方法に改められたい。

2 主たる債務者に対する債権と連帯保証人に対する債権とは、実質的に一つの債権であり、主たる債務者と連帯保証人の双方から重複して徴収することはできず、双方に同じ納付書を送付することは、ためられるという発言もあった。ところで、主たる債務者が行方不明の場合や自己破産して免責されている場合は、主たる債務者には納付書を送付せず、連帯保証人に対してのみ納付書を送付する場合であり、重複して徴収するおそれはない。連帯保証人に対して履行の請求がなされない原因は、このような事務処理又は、会計処理上の問題があるためではないかと考えられる。そこで、主たる債務者に対する債権の調定と連帯保証人に対する調定とを同時に行い、その両名の調定書を1通にし、主たる債務者と連帯保証人とのいずれが納付したかを記帳する欄を設けて、納付者が誰かが分かるようにし、納付書は、事前に協議して、主たる債務者と連帯保証人とに納付額を分けて作成するか、滞納する事情がある主たる債務者には納付書を送らず、当面連帯保証人だけに納付書を送付するか、あるいは、双方に納付書を送付するが、その納付書に双方に納付書を送付した旨を付記する等、連帯保証人から徴収し易くなるような技術的方法を検討することが望まれる。

## 第2目 連帯債務者に対する履行の請求

### 第1 連帯債務者に対する履行請求の状況

監査の対象とした債権のうち、連帯債務者が存在する債権は、債権番号11ないし15の母子父子寡婦福祉資金貸付金等である。債務者は、借受手続をした者と借り受けた資金を学資とする子どもであり、両者は、連帯債務者とされている。ところが、調定は、返済する者として申し出た者に対してのみ行い、もう一人の連帯債務者は、その調定伝票に付記されるだけであり、滞納となった後も、督促やその後の催告も、調定された債務者だけを相手にしてなされていて、連帯債務者に対しては、事情を聴く程度であった。

### 第2 意見

連帯債務者は、借受人と同様に納付義務を負う者であり、返済する者として届け出た者が滞納しているのに、他方の連帯債務者に対して履行を請求しないことは、債権管理を怠ることである。借受人に加えて貸付金を学資等にした子どもをも連帯債務者にして、滞納を防ごうとする制度趣旨にも反することであり、そして、未収

金が増加する原因ともなる。返済する者として届け出た者が滞納したときは、他方の連帯債務者に対しても請求するように債権管理方法を改められたい。

### 第3目 訴訟手続

#### 第1 訴訟手続の実施状況

訴訟手続を執っている債権は、平成27年度ではなかった。平成26年度以前においては、債権番号86の県営住宅家賃では、訴訟が提起されていた。その他の債権でも、過去に支払督促がなされた事例もあったが、送達ができず、徴収の目的を達していなかった。訴訟費用については、財政課の説明によれば、予算が組まれていないものの、予算の流用で対応できるとのことであった。しかし、これを知らずに、訴訟提起をしない理由として、予算が組まれていないことを挙げた担当者がいた。また、訴訟提起には専門知識と実務能力を身に付けることが必要であり、徴収担当者をしてそれを身に付けさせるためには、研修を行うことが必要であるが、そのような実務的な研修は行われていなかった。

#### 第2 意見

- 1 滞納者を呼び出しても、応じないため、滞納している事情を聴くことができないとき、あるいは、面談に応じても、建設的な協議ができないときは、債権額が少額であって取立てに要する費用に満たないと認められる場合、その他、訴訟手続を執らないことに合理的な理由がある場合以外は、訴訟手続をすべきである。訴訟手続として、まず支払督促を申し立てれば、滞納者が異議を申し立て、分納を申し出ることがある。この場合は、裁判所を通して、滞納者の支払能力を聴き、これを確認するために必要な資料を提出させ、これに基づいて納付方法を協議し、支払能力に応じた分納計画を立てさせることができる。その結果、滞納者の支払能力に応じた金額を、効率的に、遅滞なく、分納させることができる。和解調書は、懈怠約款が付される上に、債務名義となるので、滞納者が和解で定めた支払方法を怠ったときは、強制執行を申し立てることができる。
- 2 債務者が支払督促に対して異議を申し立てない場合、仮執行宣言の申立が可能となり、仮執行宣言付支払督促に対しても債務者が異議を申し立てない場合、差押えをすることができる。差押えまで手続が進めば、滞納者が話し合いを求めて来て、支払能力に応じた分納が実現する可能性もある。差し押さえるべき財産がない場合、

動産執行を申し立てて、執行官に同行すれば、生活状況が分かるし、話合いの機会も生ずる。滞納者が支払能力に乏しい場合は、執行不能を経て、放棄することも可能となる。

3 このような手続を順次するようになれば、徴収率が上がると見込まれる。

よって、滞納者が呼び出しに応じないときは、積極的に訴訟手続をするという債権管理に改められたい。

## 第2款 徴収の減免等

### 第1目 履行延期の特約等

#### 第1 分納についての管理事務

滞納債権につき、催告を繰り返して不定期に不定額を納付させている事例が多く、分納計画を立てさせてこれに基づいて納付させている事例は、少なかった。分納計画を立てさせている事例も、滞納者の支払能力を調査した上で、自治法施行令171条の6第1項を適用して履行延期等をし、分納特約等をしていると認められる事例は、平成27年度から始まった弁護士委託の事案だけであった。そして、弁護士委託の事案以外に、滞納者の支払能力に係る資料が債権管理簿に綴られているものはなかった。それゆえ、債権番号25の保健師等修学資金貸付金返納等の修学資金貸付は、貸付けを受けた期間内に月賦等によって完済すべきことが条例で定められているところ、この規定に基づけば返済期間は3年であるのに、返済期間を14年間とする分納特約をしていたが、何故このように長期間となったかが不明であった。また、債権番号10の児童扶養手当返還金は、分納期間は5年間であるが、最終月に多額の残債を一括して返済するという返済計画を立てさせ、最終月に至ると、その残額につき、同様の返済計画を内容とする分納特約をすることを繰り返している事例が、複数見られた。

#### 第2 意見

1 自治法施行令171条の6第1項を適用して履行延期特約等をした上で分納特約等をした場合は、既に発生した遅滞による損害賠償金は免除されないが、履行延期特約が締結された以降は、遅滞はないので、新たに損害賠償金が発生することはない。しかし、履行延期特約が結ばれていない場合は、分納特約に基づいて納付し

ていても、遅滞による損害賠償金は発生し続ける。その結果、分納計画に基づいて納付しているのに、遅滞による損害賠償金が増え続けることになる。仮に、遅滞による損害賠償金の年額の1/2以下の金額を月払額にした場合は、債務総額は増加し続けることになる。かかる場合、滞納者において、これを認識していない可能性がある。遅滞による損害賠償金の調定は、元金を完済した後になされるのが通常であるが、分納計画に基づいて支払い終わった後に遅滞による損害賠償金の支払を請求すれば、滞納者との間で紛争が生ずる可能性があり、仮にそうでないとしても、遅滞による損害賠償金を納付させることは困難であり、未収金が増えることになる。それゆえ、分納特約をするときは、財産調査をして、自治法施行令171条の6第1項1号ないし第5号の要件の有無を調査して、履行期限を延長することができるときは、履行延期特約の締結等をするという債権管理に改められたい。

- 2 分納計画は、財産調査によって滞納者の支払能力を調査し、その支払能力の範囲内で作成すべきである。これによれば、再度の滞納が生ずる可能性は少なく、徴収事務に要する労力が軽減されるからである。1カ月の支払額が支払能力の範囲内であっても、滞納額が多い場合は、完済するまでに長期間を要することになる。しかし、分納の期間が長くなれば長くなるだけ、事故や病気等で支払能力が低下し、又は支払能力が失われて、納付が止まる可能性が高まることになる。事故や病気にならないとしても、分納は、収入から使える金額が減少することを意味するから、分納期間が長期間になれば、滞納者に与える経済的負担も、精神的負担も重くなり、滞納者の納付意欲が低下して、収納率が低下するし、滞納者の心身に悪影響を及ぼし、滞納者が貧困から抜け出すことが困難になる。福祉的な施策に基づく制度において発生した債権であれば、その施策の理念に反する債権管理の仕方になる。そもそも、分納期間が長くなればなるほど、分納特約の成立は困難となる。滞納者において、分納特約を締結する利益が乏しいからである。それゆえ、滞納者の支払能力に応じた金額を分納させる場合も、期間を一定期間に限定し、その期間内に分納計画に従って納付する金額の合計額をこえる部分は、その残金はこれを放棄することを条件とすることが望ましく、これによって、分納特約が成立する件数は増加し、分納が再び滞る可能性は小さくなり、徴収率は上がり、その後の未収金の管理は容易になると見込まれる。

徴収困難な債権につき、債権放棄を条件とする分納特約を検討されたい。

## 第2目 徴収停止

### 第1 債権管理の実態

債権番号19、21の債権の債務者は、同一の社会福祉法人であり、平成6年に解散命令を受けて解散して事業を休止して収入が途絶えた。なお、同社会福祉法人は、解散命令の取消しを求める行政訴訟を提起したが、敗訴し、平成13年に敗訴判決が確定している。他方、福祉施設が置かれていた不動産は平成8年に競売されており、同法人は、事業を再開する見込みもない状況に陥った。ところが、主務課は、その後も20年以上、一年に一回、清算人に対し、法人を納付者とする納付書を送付し又は都内の清算人の自宅を訪れて納付書を交付して、催告を繰り返している事例である。清算人は、その間に、高齢となり、平成28年に死去した事例である。

### 第2 意見

滞納者は、平成6年に解散命令を受けて事業を休止し、平成8年に施設を競売されて、その事業を再開する見込みが全くなくなり、差し押さえることができる財産もなくなったのであるから、解散命令取消請求訴訟が係属していることを考慮して、徴収停止をすることができた事例である。徴収停止をしても、債権は消滅しないものの、以後保全も取立てもする必要はなくなったのである。そして、その時点で、上記経緯を確認する資料を収集して整理し、財産目録を作成しておけば、上記訴訟が滞納者の敗訴で確定した後に、債権放棄をする際の財産調査は形式的な調査をするだけで足りることになり、債権放棄議案の作成が容易になったのである。これは、現時点においても言えることである。

よって、債権番号19、21の債権は、まず、徴収停止を検討されたい。

## 第3目 債権放棄

### 第1 放棄の議案の提出状況

県が過去債権放棄した件数は、7案件のみである。県は、平成24年1月の連絡会議における意見に沿って、その後、回収不納に陥っている債権（強制徴収公債権を除く）を放棄することとし、債権放棄をするための五つの判断基準を提示し、各部課において検討することを求めた。そして、平成28年10月、私債権のうち、

①破産法の免責決定を受けた債権、②時効期間が経過した一定の債権のいずれかに該当し、かつ徴収努力を尽くしたものに限り、放棄するとの判断基準を決定し、放棄すべき債権を選別する作業を進め、平成29年2月議会に放棄の議案を提出した。

## 第2 意見

### 1 放棄をする必要性

非強制徴収公債権及び私債権については、無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期特約又は処分をした債権については、自治法施行令171条の7の規定により免除することはできるものの、最初の履行延期から10年が経過し、なお無資力又はこれに近く、弁済できる見込みがないことが要件であるため、徴収困難な債権の管理期間が長くなる。それゆえ、債権管理期間を短くして徴収困難な債権を消滅させる方法として、債権放棄が重要となる。

### 2 放棄の基準の必要性

債権放棄の基準が定められていない場合、放棄すべき債権の選別作業が困難になるし、放棄すべき債権の選別が恣意的になるおそれもある。それゆえ、放棄の基準を定めることが望ましい。

### 3 時効を基準とする場合の要件

放棄の基準の一つとして、時効完成（時効期間が経過）が挙げられているが、時効中断措置を執らないことは適法ではなく、債権は、時効の援用がない限り権利として存在しているのであるから、これのみを放棄の基準とすることは、相当ではない。これに加えて、滞納者において徴収することができる財産がないこと、又は徴収することができる財産があるものの、訴訟手続をして債務名義を取得し、強制執行をする費用が、これによって得られる徴収額が同額程度以上であり、将来においてもその状況が変わる見込みがないため、時効中断のために訴訟手続を執ることが費用の無駄であったと認められることを要件に加えるべきである。このように考えると、時効期間の経過を基準とする必要性はないことになる。

### 4 新たな基準

- (1) 放棄を正当化する基準は、①徴収することが著しく困難であって、たとえ今後徴収することができたとしても、その金額がその徴収に要する管理費用相当額を上回る見込みがないこと、又は、②債権の内金の納付を条件として、その残金を放棄す

る旨の分納特約を締結する場合において、滞納者の支払能力、滞納額及び債権の内容に照らして、その納付する金額及び納付期間が相当であって、その分納特約を締結することの方が、これを締結しないことよりも、徴収する上で有利であると認められることの二つとすることが考えられる。

- (2) その①の基準には、自己破産して免責された場合も、上記3の場合も、及び自治法施行令171条の5を適用して徴収を停止した場合も、全て含まれることになる。
- (3) 次に、②の基準は、徴収することが困難な未収金につき、その内金は徴収することができる債権にし、残金は消滅させて、徴収率を上げる効果を伴っていて、その意味で合理的な放棄である。この場合、以下の三つに分類することができる。
  - ① 差し押さえることができる財産はない場合において、毎月安定した収入があり、これを生活費に充てた残額から分納することができるものの、滞納金額が多くて分納期間が長期となるため、滞納者において分納特約を締結する利点がないが、分納期間を一定の期間に限定し、その期間内に納付すべき金額を全額納付することを条件として、残額は放棄することにすれば、分納特約が成立する場合
  - ② 滞納者において、多少の蓄えがあったり、親族からある程度まとまった金額の援助を受けることができたりする場合において、その金額を一括で支払うことを条件として、残額を放棄することにすれば、分納特約が成立する場合
  - ③ ①と②を組み合わせることによって、分納特約が成立する場合

### 第3款 財産調査

#### 第1 財産調査の実施状況

財産調査はなされているが、十分ではない事例もあった。財産目録は作成されず、疎明資料が綴られていることもなかった。不動産については、換価するに必要な地目の現況や、時価及び周辺地域の情報が少なかった。分納計画を立てるために必要な収入や生活状況に係る情報は、債務者と折衝した際の会話を通して収集されることが多いが、滞納者と県とが滞納者の支払能力を正確に把握し、これに基づく合理的な分納計画を立てるといった目的をもった協議ではないため、情報が整理されておらず、情報を裏付ける資料の提出を求めてもいなかった。

#### 第2 意見

- 1 財産調査は、滞納者の支払能力を調査することであり、滞納者が持つ資産及び収入から徴収する方法及び徴収することができる金額を調査することであり、その目的は、適正な徴収及び減免である。そして、徴収及び減免を適正に行うには、その目的意識を持って具体的な情報とその情報に係る資料を入手し、情報は報告書や一覧表にまとめ、資料との関係を記載して、資料を閲覧して確認できるように整理しておけば、適宜閲覧して、適正な債権管理ができるし、後日、徴収や減免の判断が適正になされたことが確認できることにもなる。
- 2 強制的な調査権限がない非強制徴収公債権及び私債権の財産調査においては、不動産登記全部事項証明書以外は、滞納者からの事情聴取で入手するほかない。滞納者から、徴収及び減免を適正に行うために必要な情報を全て聴取し、これを正確に把握するための資料を提出して貰うには、滞納者と徴収する者との間に信頼関係が築かれていなければならない。その信頼関係は、馴れ合いであってはならない。徴収及び減免を適正に行うことが双方にとって必要なことであり、財産調査は、これを目的として行われるということ、双方が共通の認識として持っていることが、信頼関係の基盤である。そのような信頼関係は、徴収する側は、まずそれを理解し、そして、滞納者に対して、丁寧に説明することによって、形成される。そのような説明は、文書、電話又は面談にて行うが、反応がない場合は、訴訟手続に進み、そこでの話し合いの機会を捉えて行うことになる。ただし、債権額の多寡、納付状況、滞納者の生活状況等に照らし、訴訟手続をすることが相当ではない場合は、説得する努力を続けながら、滞納者の反応を待ち、最終的には放棄を検討することもあると考えられる。
- 3 聴取すべき事情は、滞納するに至った事情、就業の有無、職種、収入、居宅建物の所有の有無、住宅ローン又は借借料の金額、住宅ローンの残高、家族状況、健康状態、家計の状況、給料入金口座の取引履歴、その他の預貯金の有無及び残高、車両保有の有無、そのローンの支払状況及び残高、その他の資産保有の有無及び内容等であり、提出を求める資料は、これらの情報を確認することができる資料であり、滞納者が交付されて所持しているか、交付を申請すれば入手できる官公署、金融機関又は病院等が作成した文書、取引先や勤務先が作成した文書、そして、滞納者が作成した報告書等である。

- 4 なお、滞納者を徴収担当者の執務室に呼び出して、十分な事情と資料を収集するには、滞納者をして、心を開いて事情聴取に応ずる気分させる面談室の用意が必要である。

## 第4款 時効管理

### 第1 時効管理の状況

時効管理については、分納の場合は納期を定めた分納ごとに消滅時効が進行するのに中断措置を執っていない事例や、債務者行方不明で連帯保証人が償還している場合に債務者に対する時効中断措置を執っていない事例があった。債権管理簿からは消滅時効の始期が分からない等、時効管理が不十分な事例が複数見られた。そして、消滅時効援用用紙を作成して債務者に送付し、時効援用を促している事例や時効の援用がないのに、不納欠損処理をしている事例もあった。消滅時効が完成し、債務者が援用している債権につき、自宅訪問をした事例もあった。

### 第2 意見

時効中断措置を執らないことも、時効援用を促すことも、時効援用がなされておらず、債権は消滅していないのに不納欠損処理をして管理を止めることも、援用されて消滅した債権につき催告することも、いずれも適法ではなく、これらの行為の再発を防ぐための債権管理事務の在り方を、改めて検討することが必要と考える。

## 第3章 今後の未収金管理のあり方について

### 第1節 過去の債権管理事務について指摘する趣旨

県の債権管理事務において、適法性又は相当性に欠ける債権管理事務が複数認められた。それらは、現在も行われているもののほかに、過去に行われたものも含まれている。しかし、それらの債権管理事務は、未収金が滞留し、管理が長期化する原因の一つとなっていると考えられるものである。そして、それらは、それがなされた当時の徴収担当者が独自の判断で行ったことではなく、その前任者がしていたやり方を人事配転時に引き継ぎ、それを踏襲していたものである。その前任者も同様であったものと推測される。専門的知識及び経験が必要な未収金の管理事務につき、研修も受けずに人事配転させられる状況では、前任者の事務処理を踏襲するほ

がなく、その状況は、今も変わっていない。そうである以上、それらの適法性又は相当性に欠ける行為は、今後も繰り返される可能性がある。県は、今後かかる債権管理事務が繰り返されないような対策を講ずるべき責任がある。

## 第2節 指摘に対してなすべき措置

### 第1款 「債権管理適正化の手引」の改定

指摘した事項は、債権管理に係る法令に違反する、又は違反するおそれがある債権管理事務行為である。債権管理については、平成20年に連絡会議が作成した「債権管理適正化の手引」がある。その水準は高いが、債権管理の概説書であり、多種多様な債権の管理の実務書として作成された手引書ではない。そこで、「債権管理適正化の手引」に、債権の種類や内容に即して、適法性、相当性を類型化し、具体例も示した記述を加え、書式も充実させて、改定する必要がある。そして、これを徴収担当者に配布して備え付けさせ、そして、徴収担当者がこれを理解してそれに従って債権管理事務を遂行できるようにするために、徴収担当者を受講者とする研修を義務化する必要もあると考える。

### 第2款 基本姿勢の転換

県の未収金管理の特色は、滞納者の財産調査が不十分なまま、催告を繰り返し、一方では差押えや法的手続に消極的で、他方では債務の減免を減多にしないところにある。財産調査が不十分であるため、滞納者の支払能力に応じた徴収ができず、滞納者に支払能力がなくても徴収しようとするため、多額の未収金が滞留する結果となっている。財産調査をし、差押えをすることができる財産があれば差し押え、又は法的手続をし、差し押えた財産の換価を猶予すべき理由があれば猶予し、分納することができるのであれば、支払能力に応じた返済計画を立てさせて徴収し、滞納額が支払能力をこえている場合は、その限りで徴収し、残金は、強制徴収公債権であれば滞納処分執行を停止して消滅させ、非強制徴収公債権又は私債権であれば債権放棄をして消滅させることが、適正な債権管理であると考えている。これによって、未収金の徴収率を上げ、徴収困難な未収金を減少させることができる。支払能力がなければ減免し、社会的経済的弱者が貧困から抜け出す機会を与えるという考

え方も必要と考える。

### 第3款 専門部署の設置等

#### 第1 専門部署の設置の必要性

- 1 未収金の徴収事務は、高度に専門的で、一度や二度の研修で身に付くものではなく、未収金の管理事務以外の職務もしながら、高度に専門的な職務を独学で学ぶことも容易ではない。経験を積み重ねることで修得される面も多く、実務書を与えれば対応することができるというものではない。経験を重ねてようやく対応することができるようになったところに、人事配転で担当を外れるということでは、人材の育成面でも効率が悪い。
- 2 特に、個々の事案において、滞納者の支払能力を調べるために、どのような事実を調査し、資料を収集すれば良いのか、滞納者からどのようにすれば情報を引き出すことができるのか、差押えをするべきか、これをせずに分納させるのが相当か、その返済計画はどう立てれば良いのか、訴訟手続をするべきか、どの手続をするのか、どのように手続を進めるのが良いか、減免が相当か、どの程度減免することが相当であるかを的確に判断し、遂行することは、担当者一人では困難であり、担当者の精神的負担も大きく、事務処理に停滞が生ずる。更に、例えば、社会福祉の諸施策に基づく制度において成立する債権については、社会福祉の諸施策を実施する側と、その社会福祉を受ける側の滞納者との間で、徴収を契機として感情的対立が生じ、社会福祉の施策に支障が生ずるおそれもある。
- 3 よって、未収金の管理は、債権の主務課の担当者や出先機関の担当者に任せず、未収金を管理する専門部署を設置し、未収金管理につき高度な知識を獲得し、豊富な経験を積んだ職員が、組織的に対応することができるようにするため、専門部署を設置することを検討することが望まれる。

#### 第2 専門部署と主務課との連携

未収金管理は、主務課が担当している時点において、専門部署が助言できるようにし、かつ、どの時点で主務課から専門部署に引き継ぐかについての判断に、専門部署を積極的に関わらせるような組織体系にすることが望ましい。

#### 第4款 外部委託の推進

専門部署を設置しても、滞納者との協議、支払能力についての情報の収集、訴訟手続等の債権管理事務を行うことは、専門部署でも困難である。そのような場合は、外部の専門的知識及び経験を持つ者に委託すれば、比較的容易に債権管理事務を遂行することができる。外部委託によって、未収金の徴収率が上がり、管理すべき未収金は減少して管理費は減額することになる。平成27年度の外部委託の実績に照らせば、外部委託により得られる歳入の増額は、外部委託費用を大きく上回ることが見込まれる。多額の未収金が滞留し、その管理が長期化している現在、外部委託の更なる推進が望まれる。